

訴訟代理店保損 成立和解的勝利

「乗合」拒否は不当

宮城

損害ジャパン日本興亜株式会社(東京都)が複数の損害保険会社との代理店契約を結ぶ「乗合(のりあい)」を拒否し、それを理由に契約を解除したのは不当として、宮城県の代理店経営者が解除無効を求めた裁判で、勝利の和解が成立したため、原告弁護士は8日、仙台市で記者会見しました。



記者会見する(左から)原告代理人の小野寺義典弁護士、被告側代理人の目黒正典弁護士、目黒正典と小野寺義典の2人。

原告代理人の小野寺義典弁護士は、「代理店の訴訟が毎回傍聴人が集まり、関心が高いことをうかがわれたい」と語り、和解内容を説明しました。損害ジャパンが遺憾の意を表して和解金を支払い、今後代理店の経営安定化に資する仕組みの充実に努めるとする内容で、契約解除が問題だったことを事実上認め、損害保険会社と代理店が従属関係ではなく、対応の改善

を確保できたと評価し、「全面勝利ではないが、勝利の和解と言え」と話しました。原告の目黒正典氏は「乗合」拒否は、大門みきし参院議員(日本共産党)が財政金融委員会で取り上げ、金融庁が損害保険協会に考

宮城の代理店と 損保大手が和解

他社「乗合」で契約解除
承認を得ずに別会社の保険商品を販売したとの理由で代理店契約を打ち切るのは不当として、宮城県柴田町の代理店「目下保険事務所」が損害ジャパン(東京)に代理店契約を継続する権利の確認と約570万円の損害賠償を求めた訴訟

は、仙台地裁で6日、和解が成立した。原告代理人によると、損害ジャパン側が代理店の経営の安定を図る仕組みの充実に努めるほか、和解金120万円の支払いが盛り込まれた。代理人は「損害保険会社と代理店は支配従属の関係にあったが、訴訟を通して問題を認めさせることができた」と説明した。原告側によると、目下保険事務所は1977年に損害ジャパンの代理店として営業を開始。顧客の要望や経営悪化をきっかけに2017年、別会社の商品を一緒に取り扱う「乗合」の承認を求めたが、認められなかった。同年から承認なしで別会社の商品を売り、直後に代理店契約を解除された。